## 不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	4303001 <b>処分名</b> 指定給水装置工事事業者				の指定の取消し又は停止				
区分	不利益処分·法 令				〈道事業管理者				
担当部署	部上下水道	<del></del> 局	課						
根拠 規定	水道法			第25条の11第1項					
基準規定	① 水道法			第25条の11第1項					
	② 鈴鹿市上	下水道	局指定給	第5条					
	3								
	設定の有無	有	当初設:	定日	平成25年3月10日	最終更新日	令和5年6月30日		
	非公開該当		未設定	理由					
	※基準規程(参考)								
処分基準	○取消し 水道法 (指定の取消し) 第二十五条の十一 水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十六条の二第一項の指定を取り消すことができる。 一 第二十五条の三第一項各号のいずれかに適合しなくなつたとき。 二 第二十五条の四第一項又は第二項の規定に違反したとき。 三 第二十五条の八に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従つた適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。 五 第二十五条の八の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。 が決置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。 五 第二十五条の九の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。 六 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 七 その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。 八 不正の手段により第十六条の二第一項の指定を受けたとき。 2 第二十五条の三第二項の規定は、前項の場合に準用する。 ○停止 鈴鹿市上下水道局指定給水装置工事事業者規程 (指定の停止) 第5条 管理者は、指定工事業者が法第25条の11第1項各号のいずれかに該当する場合において、指定工事業者にしん酌すべき特段の事情があると認めるときは、同項の規定による指								
		上下水	水道局指定給水装置工事事業者の違反行為等に係る処分基準」による。						
標準処理 期間	設定の有無期間		当初設	定日		最終更新日 ———			
聴聞等	聴聞又は弁明の機								
備考	会の付与   指定の取消しの場合は、 聴聞 指定の停止の場合は、 弁明の機会の付与								
C. and									

鈴鹿市上下水道局指定給水装置工事事業者の違反行為等に係る処分基準

違反項目	根拠条文	関 係 法	令 条 文	違 反 行 為 等	処分内容	指 導 方 法 等
指定要件違反	法第25条 の11第1 項第1号	法第25条 の3第1項 第1号	施行規則第2 1条	1 事業所ごとに給水装置工事主任技術者 を置かないとき。	指定の取消し	選任又は解任の届出を速やかに行うよう指導する。(文書で期日を定め警告) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。
		法第25条 の3第1項 第2号	施行規則第20条	2 施行規則第20条各号に掲げる機械器 具を有しなくなったとき。	指定の取消し	当該機械器具を有しないことが判明したときは, 指定工事事業者に対し欠けている機械器具を備え付けるよう指導する。(文書で期日を定め警告) この指導に従わない場合は,指定を取り消す。
		法第25条 の3第1項 第3号イ	施行規則第2 0条の2	3 精神の機能の障害により給水装置工事 の事業を適正に行うに当たって必要な認 知,判断及び意思疎通を適切に行うこと ができない者であることが判明したと き。	指定の取消し	指定工事事業者が個人の場合は、廃止届を提出するよう指導する。法人の場合には、違反行為等に該当した役員を他の者に変更するよう指導する。 この指導に従わない場合は、指定を取り消す。
		法第25条 の3第1項 第3号ロ		4 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。	指定の取消し	指定工事事業者が個人の場合は、廃止届を提出するよう指導する。法人の場合には、違反行為等に該当した役員を他の者に変更するよう指導する。 この指導に従わない場合は、指定を取り消す。
		法第25条 の3第1項 第3号ハ		5 法に違反して刑に処せられ、その執行 を終わり、又は執行を受けることがなく なった日から2年を経過しない者である ことが判明したとき。	指定の取消し	一律に指定を取り消す。
		法第25条 の3第1項 第3号ニ		6 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明 したとき。	指定の取消 し	一律に指定を取り消す。
		法第25条 の3第1項 第3号ホ		7 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の 理由がある場合として、次の各号のいず れかに該当したとき。		違反行為等の程度によって文書による注意若しく は警告,指定の停止又は指定の取消しを決定する。 再犯の場合(2年以内の期間)や悪質と判断する ときは,指定を取り消す。
				(1) 無断通水,メーターの不正使用等を したとき。	指定の取消 し又は指定 の停止 6 月 以下	
				(2) 道路掘削許可又は道路使用許可を 受けずに給水装置工事を施行したと き。	指定の停止 6月以下	
				(3) 施工上の安全管理を怠り,従業員を 死傷させたとき。	指定の停止 3月以下	
				(4) 施工上の安全管理を怠り、公衆に死 傷者を出し、又は被害を与えたとき。	指定の停止 6月以下	
				(5) 前各号に掲げるもののほか,管理者 の承認を受けずに給水装置工事を施 行したとき,当該工事の完成後に管理 者の検査を受けなかったときなど違 反行為等があったと認めるとき。	指定の停止 6月以下	
給水装置 工事主任 技術者選 任等義務	法第25条 の11第1 項第2号	法第25条の4第2項		1 給水装置工事主任技術者の選任又は解 任の届出をしないとき。	指定の取消 し	選任、解任の届出を速やかに行うよう指導する。 (文書で期日を定めて警告) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。
違反	NI peta .	法第25条 の4第 1項	施行規則第21条第3項	2 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定の停止 3月以下	兼任を解き解任の届出を行うよう指導する。(文書による注意) この指導に従わない場合は、指定を停止する。
届出義務 違反	法第25条 の11第1 項第3号	法第25条の7	施行規則第34条	1 事業者の名称,所在地等の変更の届出をしないとき,又は虚偽の届出をしたとき。	指定の取消し	変更の届出を速やかに行うよう指導する。(文書で期日を定め警告) この指導に従わない場合又は虚偽の届出を行った場合は、指定を取り消す。
			施行規則第3 5条	2 廃止,休止若しくは再開の届出をしないとき,又は虚偽の届出をしたとき。	指定の取消し	廃止,休止若しくは再開の届出を速やかに行うよう指導する。(文書で期日を定め警告) この指導に従わない場合又は虚偽の届出を行った場合は,指定を取り消す。

事業の運 営基準違 反	法第25条 の11第1 項第4号	法第25条 の8	施行規則第36条第2号	1 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	指定の停止 1月以下	当該技能を有する者は、公的な資格、民間の資格 あるいはこれらに類するものにより判断することが 可能であるが、当該資格を有していない場合であっ ても実際に技能を有しているか否かにより最終判断 する。(文書による注意) 最終判断の結果、当該技能を有しない者と認める 場合は、指定を停止する。
			施行規則第36条第3号	2 あらかじめ管理者の承認を受けた工法,工期その他の工事上の条件に適合しない給水装置工事を施行したとき。	指定の停止 6月以下	工事上の条件に適合するよう給水装置工事のやり 直しを指導し、違反行為等の改善後、違反行為等の 程度によって文書による注意又は指定の停止を決定 する。 この文書による注意又は指定の停止に従わない場 合は、指定を取り消す。
			施行規則第3 6条第4号	3 研修の機会を確保しなかったとき。		文書による注意
			○ <del>水炉 4</del> 夕	(1) 文書による注意に従わなかったと き。		文書による警告
				(2) 文書による警告に従わなかったとき。	指定の停止 3月以下	
			施行規則第36条第5号イ	4 水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定の停止 6月以下	当該基準に適合するよう工事のやり直しを指導 し、違反行為等の改善後、違反行為等の程度によっ て文書による注意又は指定の停止を決定する。 この文書による注意又は指定の停止に従わない場 合は、指定を取り消す。
			施行規則第36条第5号口	5 給水管及び給水用具の切断,加工,接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定の停止 3月以下	適正な機械器具を備え付け使用するよう指導し、 違反行為等の改善後、違反行為等の程度によって文 書による注意又は指定の停止を決定する。 この文書による注意又は指定の停止に従わない場 合は、指定を取り消す。
			施行規則第36条第6号	6 指名した給水装置工事主任技術者に施 行した給水装置工事ごとに工事記録を作 成させなかったとき、又は当該記録をそ の作成の日から3年間保存しなかったと き。	指定の停止 3月以下	工事記録の作成又は保存を指導する。(文書による注意) この指導に従わない場合は、指定を停止する。
工事施行 に関する 義務違反	法第25条 の11第1 項第5号	法第25条の9		給水装置の検査の際,管理者の求めに対 し正当な理由なく給水装置工事主任技術者 を当該検査に立ち会わせないとき。	指定の停止 3月以下	検査に立ち会わせない事情を聴取して指導する。 (文書による注意) この指導に従わない場合は,指定を停止する。
	法第25条 の11第1 項第6号	法第25条の10		給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定の停止 3月以下	報告若しくは資料の提出の求めに応じない事情又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした事情を聴取して指導する。(文書による注意) この指導に従わない場合は、指定を停止する。
	法第25条 の11第1 項第7号			施行した給水装置工事が水道施設の機能 に障害を与え、又は与えるおそれが大きい 場合として、次の各号のいずれかに該当し たとき。		
				(1) 水道施設を破損したとき。	指定の停止 6月以下	現状復旧を指導し、文書で注意する。(悪質な場合は即取消し) この指導に従わない場合は、指定を停止する。
				(2) 法違反が重大かつ明白であるとき。	指定の取消し	
不正申請	法第25条 の11第1 項第8号	法第16条 の2第1項	施行規則第18条	不正の手段により指定工事事業者として 指定を受けたとき。	指定の取消し	不正の事実が判明したら,速やかに取り消しを行う。
備者	<del></del>			<del></del>		

## 備考

- 1 この表は、鈴鹿市上下水道事業管理者(この表において「管理者」という。)が、鈴鹿市上下水道局指定給水装置工事事業者(この表において「指定工事事業者」 という。)に対し、水道法(昭和32年法律第177号。この表において「法」という。)第25条の11第1項の規定に基づき行う指定の取消し(この表において 「指定の取消し」という。)及び鈴鹿市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成元年鈴鹿市上下水道局管理規程第6号)第5条の規定に基づき行う指定の停 止(この表において「指定の停止」という。)の基準に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 この表における用語の意義は、法及び鈴鹿市水道事業給水条例(平成9年鈴鹿市条例第49号)の規定の例による。 3 この表において「施行規則」とは、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)をいう。